道路損害賠償責任保険契約書（案）

　長野県知事　阿部　守一（以下「被保険者」という。）と○○○○○○○○（以下「保険者」という。）は、次のとおり道路損害賠償責任保険契約業務（以下「保険契約」という。）を締結する。

　（総則）

第１条　被保険者と保険者は、信義を重んじ、誠実に保険契約を履行しなければならない。

２　保険者は、この保険契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（保険責任）

第２条　被保険者は、被保険者が管理する道路のすべてをこの保険に付し、保険者は後条並びに保険契約に添付した「賠償責任保険普通保険約款」（以下「普通約款」という。）及び「施設所有（管理）者特別約款」（以下「特別約款」という。）の規定により損害を補填する責めに任ずる。

２　前項の道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路をいう。

（保険契約の期間）

第３条　保険契約の有効期間は、令和６年４月24日午後４時から令和７年４月24日午後４時までの１年間とする。

（保険料及び支払）

第４条　保険契約の保険料は、金○○○○○円とし、被保険者から保険者への支払いは全額前払いの方法によるものとする。

　（契約保証金）

第５条（Ａ）　保険者は、契約保証金○○○○円を保険契約締結と同時に保険契約者に支払うものとする。

２　保険契約者は、契約期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

　　　※（Ａ）は、保険者が契約保証金を納付する場合に設ける条項である。

第５条（Ｂ）　契約保証金は、金○○○○円とし、財務規則第143条第３号の規定によりその納付は免除する。ただし、保険者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

２　保険者が保険契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として被保険者に納付しなければならない。

　　　※（Ｂ）は、保険者に対し、契約保証金の納付を免除する場合に設ける条項である。

　（保険金額及び免責金額）

第６条　保険契約の保険金額及び免責金額は次のとおりとする。

(1)　保険金額

ア　対人賠償　 １名につき　　　　１億円

１事故につき　　　５億円

イ　対物賠償 １事故につき　 4,000万円

(2)　免責金額は、設定しない。

　（普通約款、特別約款の解釈）

第７条　普通約款第○条第○号の業務に従事中とは、道路の改築又は管理業務に従事中をいう。

２　普通約款第○条第○号の地震とは、客観的に地震と判断される場合をいう。

３　普通約款第○条第○項の規定により、保険期間中に道路距離等に異動が生じたときの被保険者の保険者への変更通知は、長野県報に告示することによって行うことができる。

　（事故の処理方法）

第８条　被保険者及び保険者は、事故の解決に当たっては、国家賠償法（昭和22年法律第125号）及び最近の裁判所の判例等の趣旨に沿って行うものとする。

２　事故の処理方法は、次のとおりとする。

(1)　被保険者は、被保険者の責任によると思われる事故が発生したときは、速やかに事故の概要を調査の上、保険者に通知するものとする。

(2)　被害者から損害賠償請求があったときは、被保険者は保険者と協議しつつ事故の解決を図るものとする。

　（契約解除）

第９条　被保険者は、次の各号の一に該当するときは、保険契約を解除することができるものとする。

(1)　保険者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（保険者が個人である場合にはその者を、保険者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2)　前各号の場合のほか、保険者が保険契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

（談合その他の不正行為による解除）

第９条の２　被保険者は、保険者が保険契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、保険者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　保険者（保険者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第10条　保険者は、第９条の２の各号のいずれかに該当するときは、被保険者が保険契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として被保険者の指定する期間内に支払わなければならない。保険契約を履行した後も同様とする。ただし、第９条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他被保険者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、被保険者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第11条　保険者は、保険契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく被保険者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（普通約款、特別約款との関係）

第12条　保険契約に規定しない事項については、保険契約に反しない限り、普通約款及び特別約款の規定を準用する。

　（契約条項の改廃）

第13条　被保険者と保険者は、いずれも必要に応じ、相手方に対し、１か月前に書面による予告をもって契約条項の改廃を申し込むことができる。

２　前項の予告期間中に相手方が書面による反対の意思表示をしないときは、この予告期間満了のときに相手方が前項の申し込みに同意したものとみなす。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、被保険者と保険者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、被保険者と保険者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

令和６年４月　日

被 保 険 者　　長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事　　阿　部　　守　一

　 　　　　　 保険者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 称号又は名称